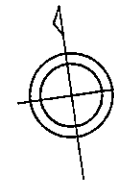


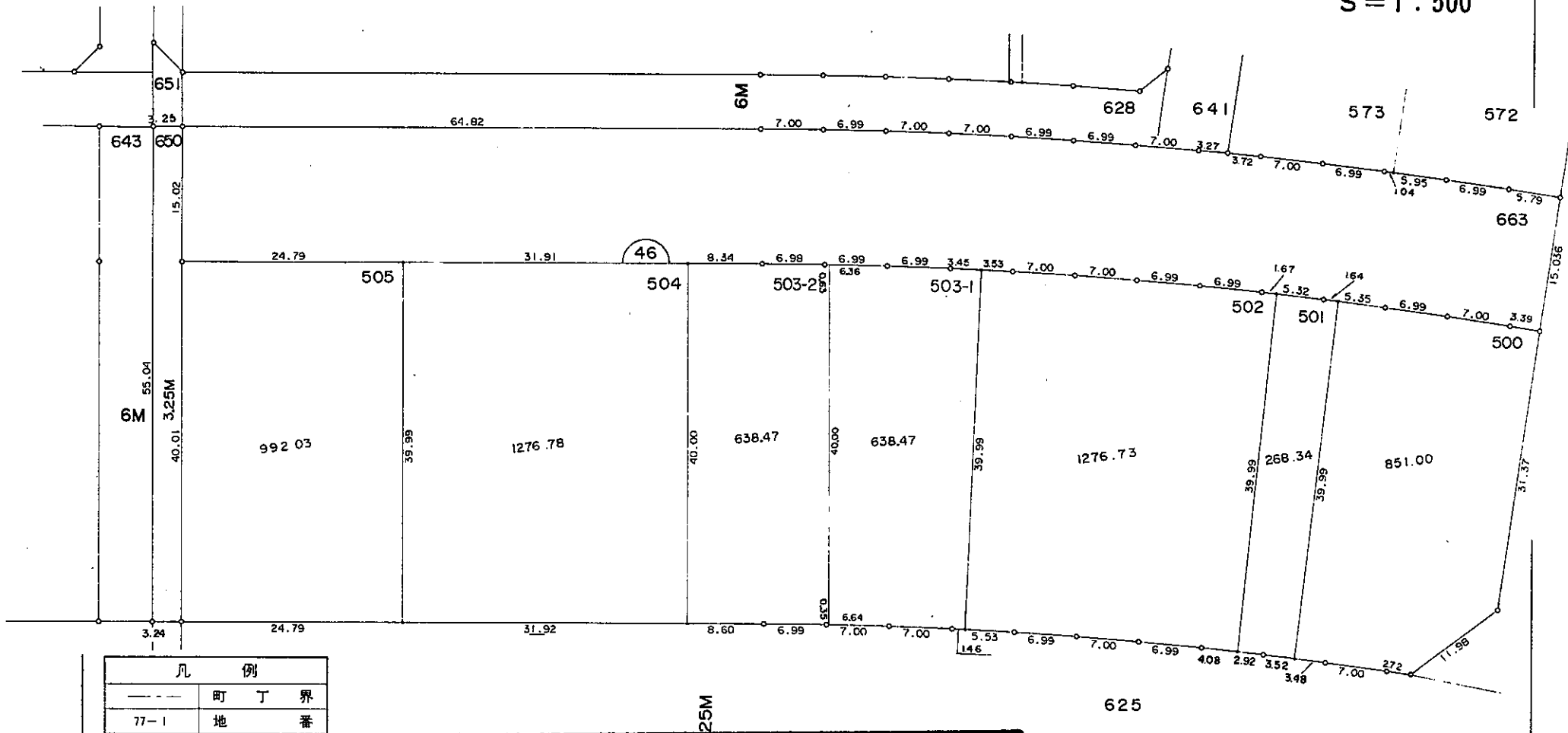
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中二丁目 500 番地～505 番地)



S = 1 : 500

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。



凡 例	
	町 丁 界
	地 番
	面 積
	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

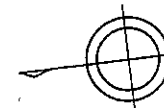
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。

境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

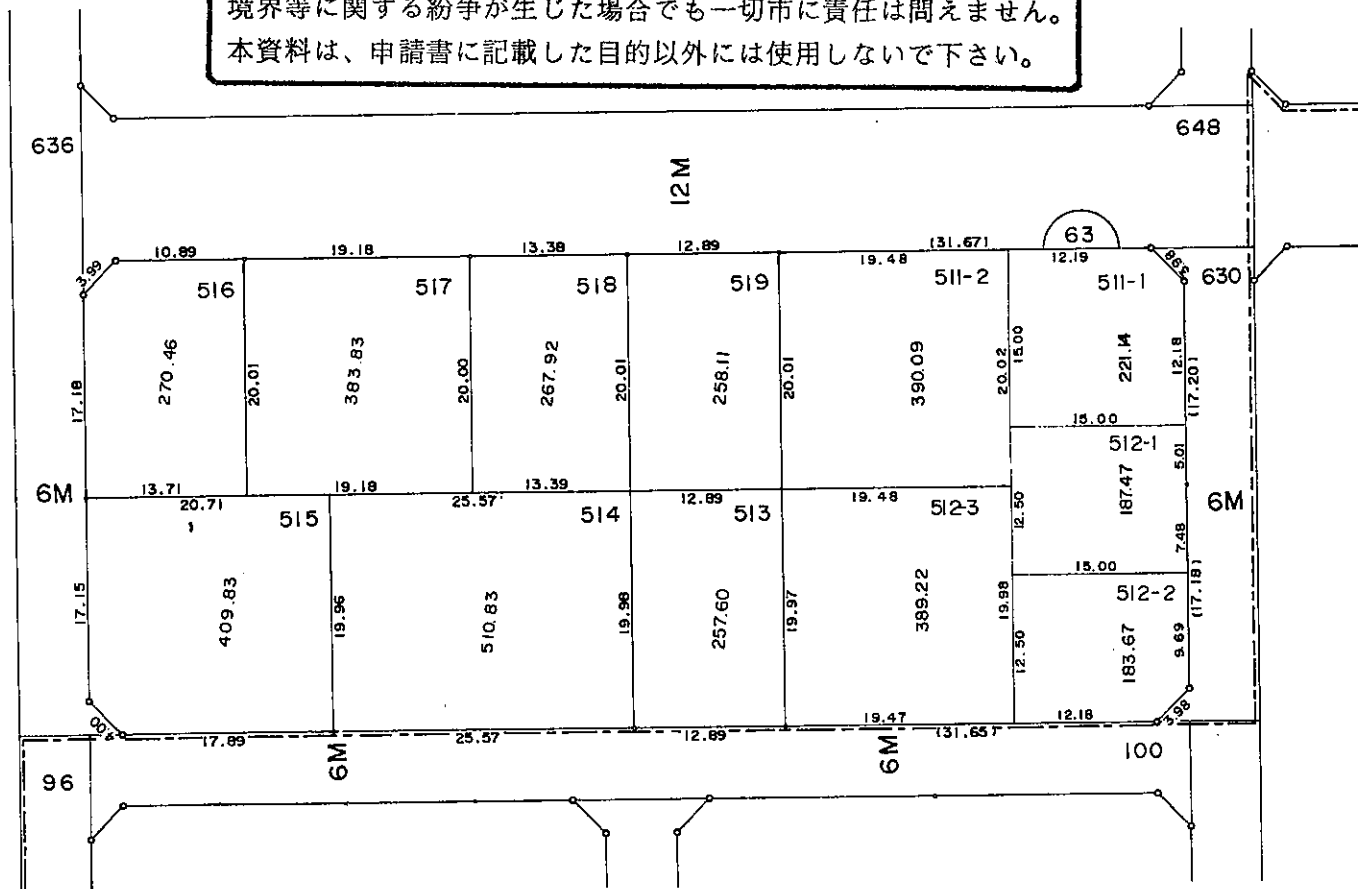
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中二丁目 511 番地～519 番地)



S = 1 : 500

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。



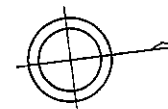
凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6M	街 路 巾 員

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

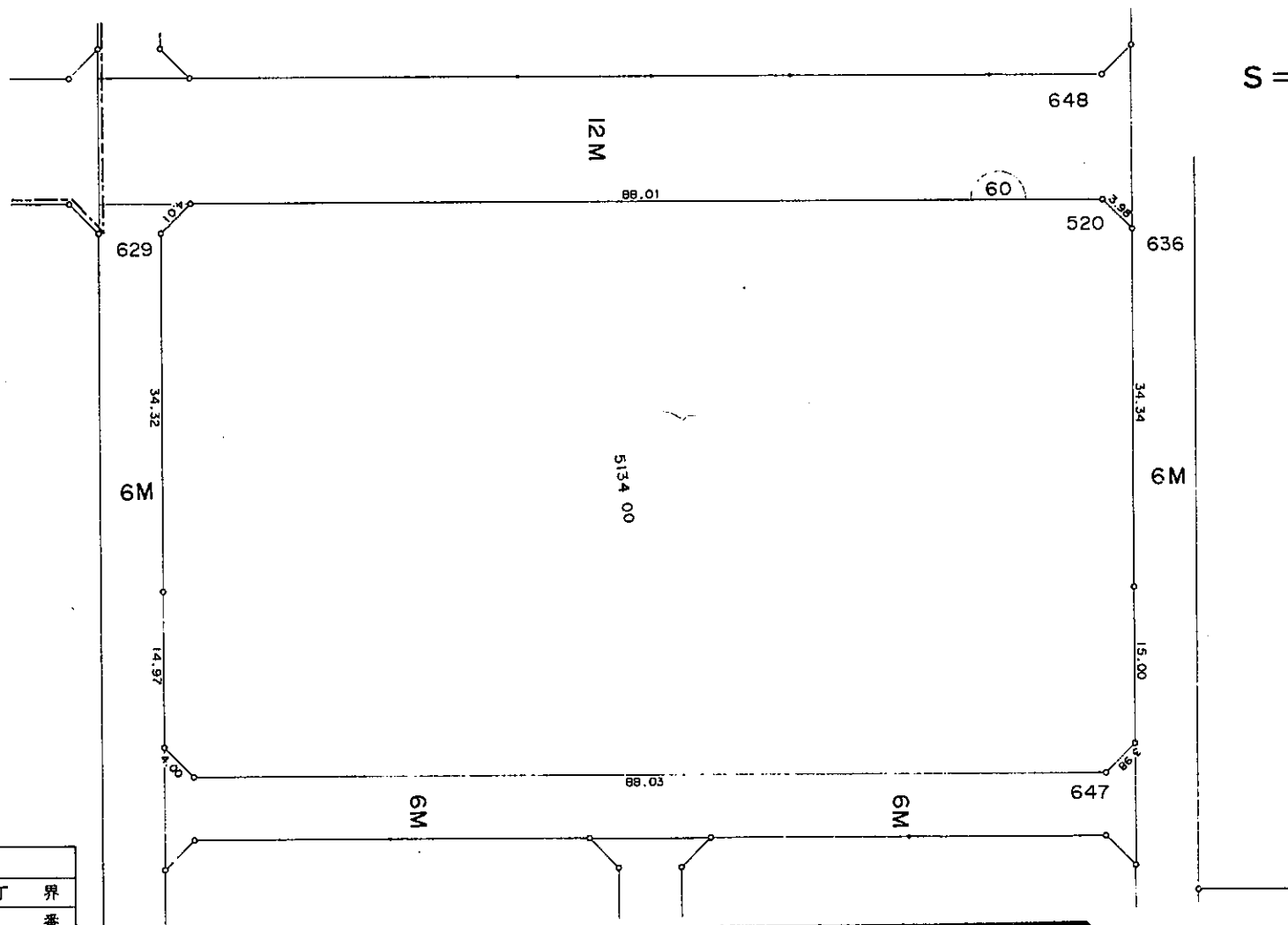
この図面で土地境界の
確認等を行う場合は、
あくまで参考資料として
のみ使用してください。

灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中二丁目 520 番地～ 番地)



S = 1 : 500

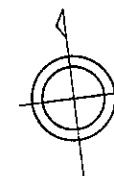


凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

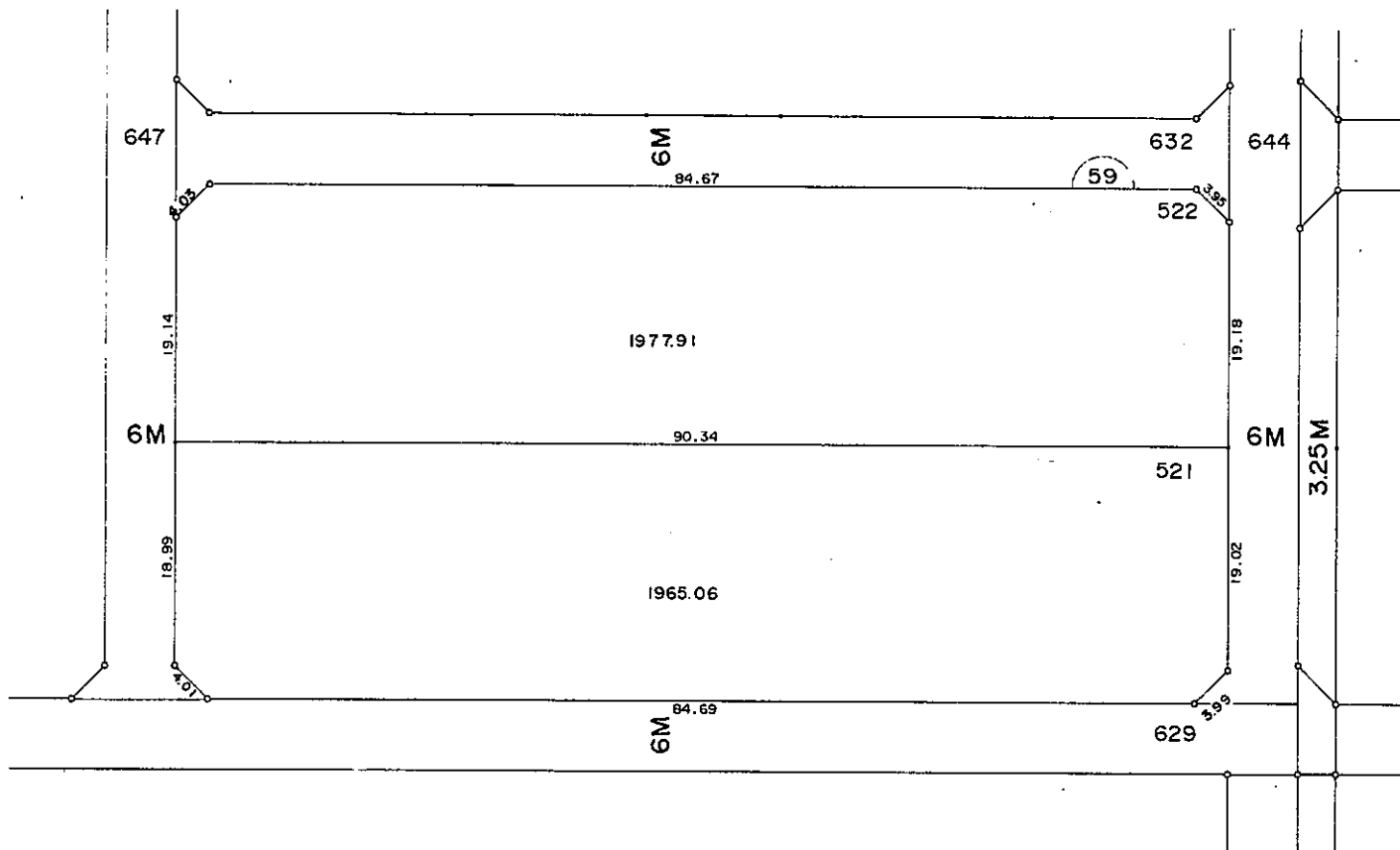
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中二丁目 521 番地～522 番地)



この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

S = 1 : 500

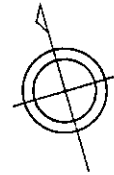


凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

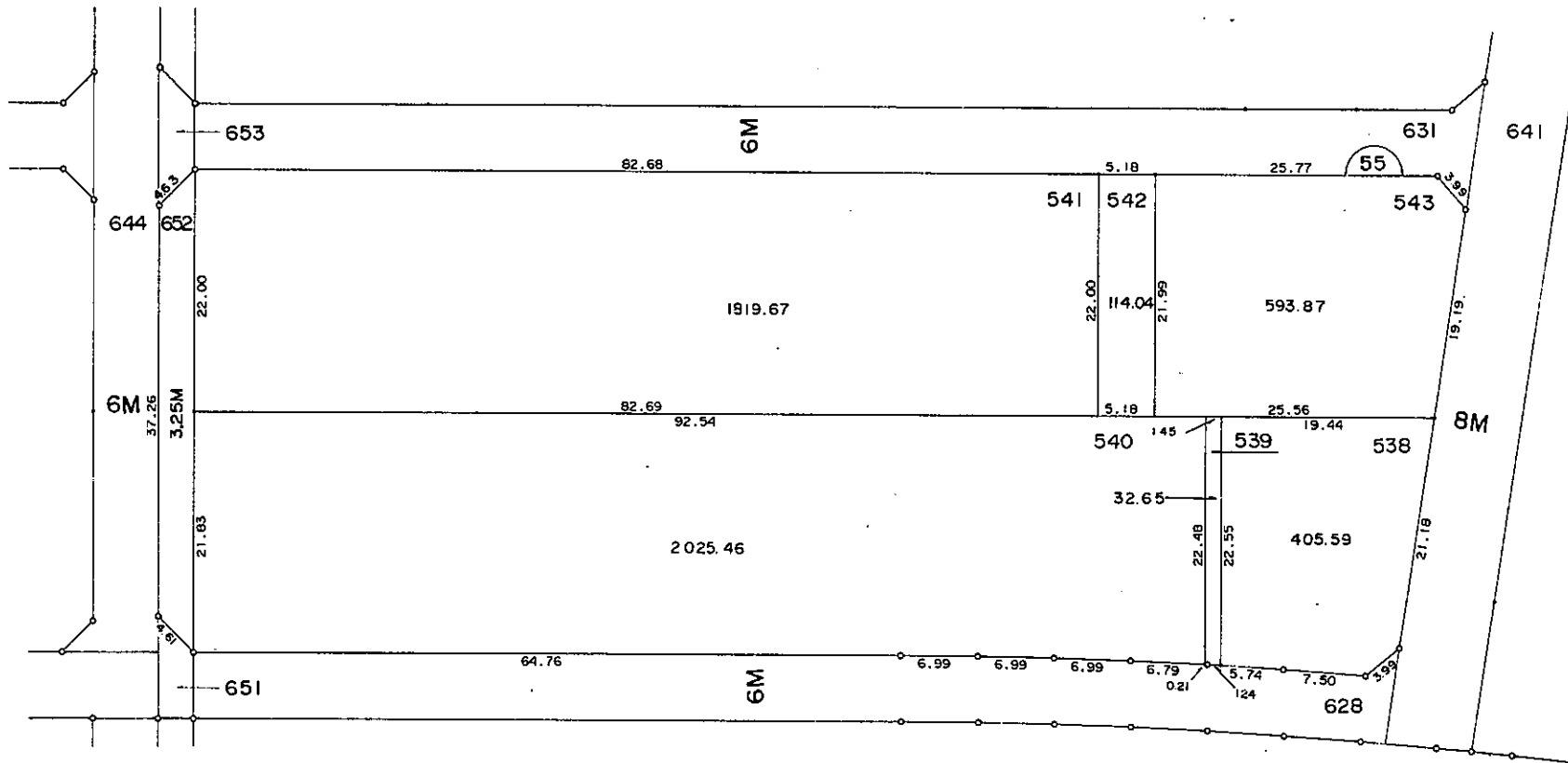
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中二丁目 538 番地～543 番地)



この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

S = 1 : 500

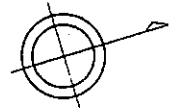


凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6M	街 路 巾 員

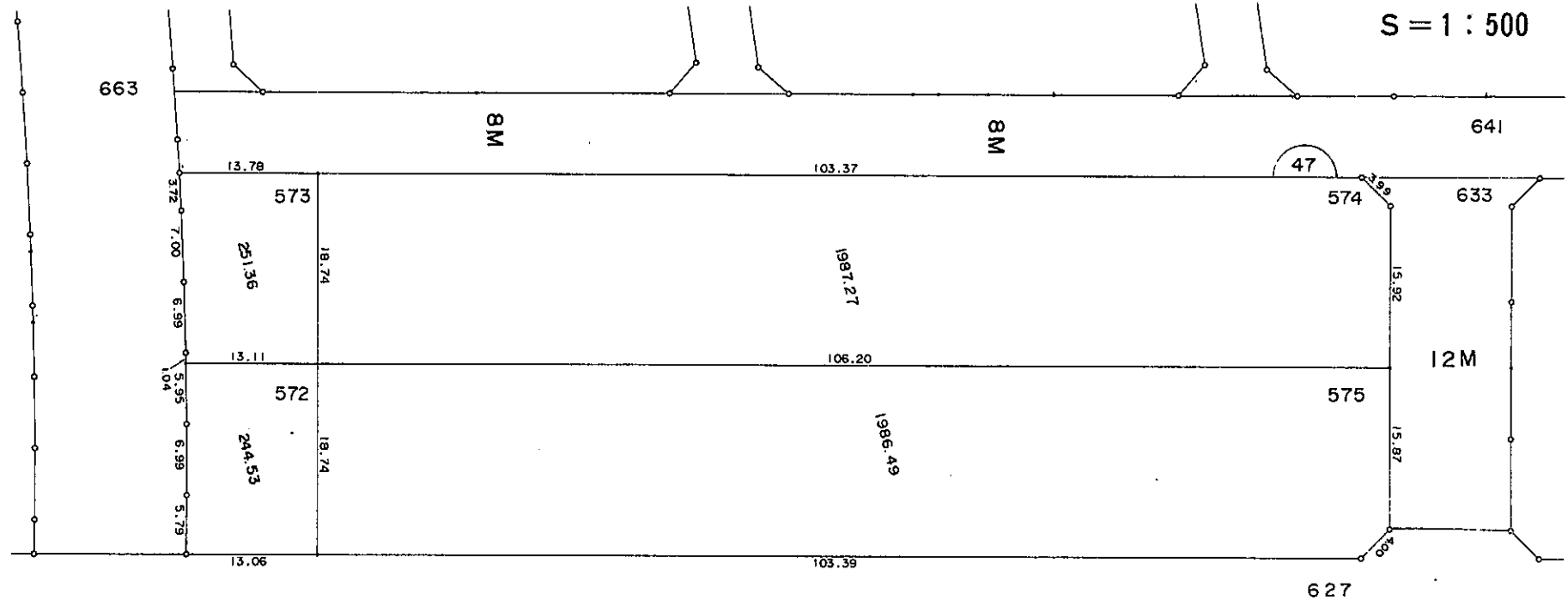
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中二丁目 572 番地～575 番地)



S = 1 : 500



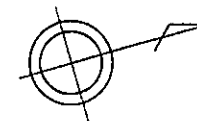
この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
5 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

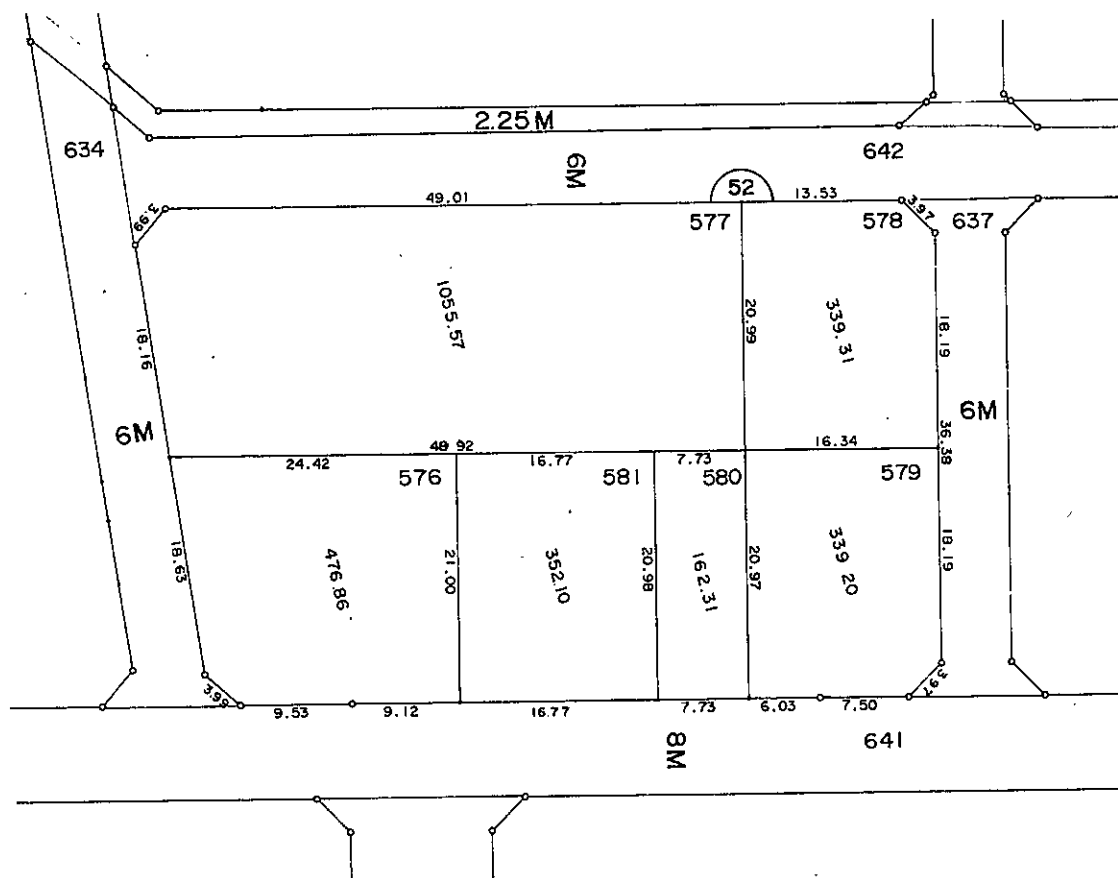
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中二丁目 576 番地～581 番地)



この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

S = 1 : 500



凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。